所得税の申告

●確定申告はお早めに

平成25年分の所得税の申告および納税は3月17日 (月まで、個人事業者の消費税および地方消費税の申告 および納税は、3月31日(月までです。納税には、ご自 分の預貯金口座から自動的に納税できる安全・確実・ 便利な「振替納税」をご利用ください。

富田林税務署の確定申告会場は、「すばるホール」(富田林市)のみとなっております。申告会場では、ご自分で申告書などを作成していただきます。ご不明な点は、職員が助言をさせていただきますので、関係書類や前年分の申告書の控えなどをお持ちください。なお、申告書の作成は、パソコンで行っております。

前年に税務署の申告会場でパソコンにより申告をされた方や自宅などで国税庁ウェブサイト「確定申告書作成コーナー」を利用して書面で提出された方には、申告書の送付に代えてお知らせはがきを送付いたします。

申告期限間際は、たいへん混雑することが予想されますので、申告はお早めにお済ませください。また、混雑状況により、早めに受付を終了させていただく場合がありますので、なるべく 16:00 ごろまでにお越しください。作成した申告書は、郵便または信書便により提出することもできます。

【確定申告書の控えが必要な方】複写により作成した申告書控え(複写式でないものについては、ボールペンで記載)のほか返信用封筒(あて名をご記入の上、所要額の切手を貼付)を同封してください

住所: 〒 584-8501 富田林市若松町西 2-1697-1

税務署の閉庁日は、税務署庁舎に設けている時間外収受箱に投函することで提出できます。申告書の記載内容などについての審査は提出後に行うこととしております。記載誤りなどがあり訂正していただく場合は、後日、税務署より連絡させていただきます。

※申告時期は、「にせ税理士」に十分ご注意ください。

○復興特別所得税の創設

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が交付され、「復興特別所得税」が創設されました。これにより、平成25年分から平成49年までの各年分の確定申告については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることになります。

○記帳義務・記録保存義務の拡大

法律の改正に伴い、事業所得、不動産所得又は山林 所得を生ずべき業務を行う全ての方 (所得税及び復興特 別所得税の申告の必要がない方も対象となります。) は、 平成 26 年 1 月から記帳と帳簿書類の保存が必要です。

e-Tax について

所得税・消費税の確定申告書の提出や納税が自宅のパソコンからできます。「e-Tax」は、申告などの手続のために税務署へ足を運んでいただく手間が省けるほか、確定申告の時期には、土・日・祝日も含めて24時間利用可能となります。また、画面の案内に従って入力すれば、所得金額や税額が自動的に計算されます。

●年金所得者の申告手続の簡素化について

平成23年分の確定申告から、公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金などに係る維所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告書の提出は不要となりました。

- ※この場合であっても、医療費控除などによる所得税の 還付を受けるための申告書を提出することができます。
- ※所得税の確定申告書が不要となった場合でも、各種 所得控除を受けるために、住民税の申告が必要とな る場合があります。

問合せ 富田林税務署 ☎ 0721-24-3281 (代表)

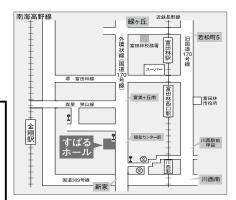
※上記番号は自動音声によるご案内です。アナウンスに従い操作してください。なお、「すばるホール」会場では、電話による問い合わせはお受けできません。

富田林税務署の確定申告会場は「すばるホール」です。

開設期間 2月4日(火)~3月17日(月) **開設時間** 9:00~17:00

(土・日・祝日を除く。ただし、2月23日旧および3月2日旧は開設します。

- ・開設期間中は、富田林税務署庁舎内には確定申告会場を設けておりません。 作成済みの申告書などの受付、納付手続、納税証明書の発行および用紙の交付のみを行います。なお、上記開設期間以外(土・日・祝日を除く)は、富田林税務署で相談を行います。
- ・会場では、納付手続および納税証明書の発行は行っておりません。
- ・駐車場に限りがございます。電車・バスの公共の交通機関をご利用ください。
- ・会場にお越しの際は、前年分の申告書の控えなどをお持ちください。
- ・確定申告書の記載内容などについての審査は、提出後に行うこととしております。計算誤りや添付されていない書類がある場合には、後日連絡いたします。



所在地 富田林市桜ヶ丘町2番8号

交 通 近鉄長野線川西駅から徒歩8分 南海小金台2丁目バス停から 徒歩8分

> 近鉄富田林駅からレインボー バス「すばるホール」で下車

市・府民税の申告ほか

■市・府民税の申告について

平成26年度の市・府民税の申告 受付を行います。

郵送による提出も受け付けます。

(市・府民税の申告書が届いた方は、 同封のしおりを封筒としてご利用い ただけます。)

受付日時: 2月17日(月)~3月17日(月) (土・日を除く) 9:30~12:00、13:00~ 16:30

受付会場:市役所本庁1階ロビー

市・府民税に関連した各種証明書の発行や、国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証などの交付、介護保険料・保育園の保育料の算定などに申告が必要です。

■申告しなければならない人

平成26年1月1日現在、本市在住で次に該当する人(ただし、税務署に所得税の確定申告をする人や勤務先から給与支払報告書が提出されている人は必要ありません。)

- ○営業、農業などの事業を営んでいる人
- ○大工、左官などの日雇いで所得の あった人
- ○生命保険、集金などの外交員で報 酬のあった人
- ○家賃、地代などの所得があった人
- ○給与所得者で①勤務先から給与支 払報告書が提出されない人②給与 以外の所得があった人③2カ所 以上からの給与の支払いを受けて いた人
- ○公的年金受給者で ①年金以外の 所得があった人②<u>各種所得控除を</u> 受けようとする人

また、申告書が届いた方で、平成 25年中に無職、無収入の人も申告 にご協力ください。

■お願い

市役所では、所得税確定申告の受付・相談は行っておりません。申告書の作成を相談したい方は、必ず税務署の確定申告会場(すばるホール会場)をご利用ください。ただし、ご自分で作成された確定申告書は、市・府民税の申告期間中、市役所本庁1階ロビーの受付会場でお預かりし、富田林税務署へお届けします。

問合せ 税務課 市民税担当

☎ 958-1111 (内線) 1520 · 1530 · 1580

市・府民税についてのお知らせ【平成26年度からの改正】

●均等割額の改正

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行により、平成26年度から平成35年度の10年間、個人市民税の均等割の標準税率に500円が加算されて3,500円となります。

この増額分は、避難所等、防災拠点 や防災設備の整備などの防災・減災 事業を実施するための財源に充てら れます。(個人府民税につきましても 同様に500円が加算されて1,500 円となります。) みなさんのご理解 をお願いします。

● 1,500 万円を超える給与収入に 対する給与所得控除の改正

給与等の収入金額が1,500 万円を超える場合の給与所得控除額については、245 万円の定額とすることとされました。

【従業員の個人住民税は特別徴収で 納めましょう!】

事業主の方は、原則として従業員の個人住民税を給与から引き落とし、納入していただくこと (特別徴収) が法律により義務づけられています。南河内地域の市町村と大阪府は、適正かつ公平な課税・徴収に向け、連携して特別徴収制度を推進しています。

■東日本大震災の被災地への寄付金 や義援金(ふるさと寄付金)

自治体への寄附金や、自治体を通しての義援金、日本赤十字社や中央 共同募金会などへの義援金は「ふる さと納税」として、市・府民税、所 得税の控除が受けられます。詳しく は、総務省ウェブサイトの東日本大震 災関連情報をご覧ください。

問合せ 税務課 市民税担当

☎ 958-1111 (内線) 1520 · 1530 · 1580

■ミニバイクなどの廃車や移転の 手続きはお済みですか?

軽自動車税は、4月1日現在登録 の所有者に課税されます。譲渡や解 体、盗難などにより実際は所有して いない場合でも、名義変更や廃車の 手続きをしないまま4月1日を過ぎてしまうと、その年度の軽自動車税がかかることになります。必ず、3月末までに手続きをお済ませください。また、転出(転入)などにより定置場所を変更した場合には、住所変更の届出が必要です。

※盗難にあわれた場合は、警察署へ 盗難届を提出した後に、市役所税 務課にて廃車申告をしてください。

問合せ 税務課総務担当

☎ 958-1111 内線 1570 · 1571

■償却資産の申告はお済みですか?

法人や個人の方が事業や営業のため に所有する機械、装置、車両、運搬具、 工具、器具、備品などの資産を「償却 資産」といい、土地や家屋と同様に固 定資産税の課税対象となります。

また、その所有者は資産の多少、移動の有無にかかわらず、毎年1月1日の 資産状況を申告しなければなりません。

平成26年1月1日現在、羽曳野市内にこれらの償却資産を所有している法人および個人の方は、1月31日金が申告書提出期限ですが、まだ提出されていない場合は早急に申告書を提出してください。(資産がない、休・廃業をされている場合でも、その旨の申告をお願いします)

申告書が届かない時や初めて申告される場合、やむを得ない事情により申告が遅延する場合は必ずご連絡ください。 ※ eLTAX(電子申告)の利用も可能です。詳しくは、eLTAXウェブサイトをご覧ください。

問合せ 税務課固定資産税担当

☎ 947-3612 (直通)

■市税催告コールセンター開設

○開設期間 3月31日/月まで
○業務時間 ①月曜日~金曜日
②第3日曜日③第2·3木曜日
①②9:00~17:30③9:00~20:00
※土曜、上記第3以外の日曜・祝日は業務を行いません。

振り込め詐欺など不審電話にご注意

「市税催告コールセンター」から、還付金の 案内や納付のために ATM (現金自動預け払 い機) の操作を求めることは一切ありません。 <不審と思われる電話にご注意ください。>

問合せ 税務課納税相談担当 **☎** 947-3619 (直通)